

星薬科大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2018（平成30）年3月31日までとする。

II 総 評

一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、1911（明治44）年に設立された星製薬株式会社における「青年子女」のための教育部門を源泉としている。その後は、商業学校、専門学校として発展を続け、1950（昭和25）年に星薬科大学を開学した。現在は東京都品川区にキャンパスを構え、薬学部薬学科、創薬科学科の2学科、薬学研究科に薬学専攻、医療薬科学専攻の2専攻を擁している。

建学の精神を「世界に奉仕する人材育成の揺籃である」と定め、「薬学に関する学理及び応用」を教授し、人格・実力・情熱を兼ね備えた薬剤師、あるいは人類の健康増進に貢献すべき専門家を育成することに焦点をあて、「文化の創造と発展に貢献する」という明確な目的を定めている。その教育範囲は、医薬品の創製、生産、供給、管理、衛生環境の向上、医療の場における医薬品の適正な使用など、広く薬学全般にわたっている。また、大学院の目的においても、学際領域の急速な発展に見合う研究者・技術者の養成が図られている。学部では、実学としての薬学を「実践」する人材、大学院では「理論を実施に応用していく」ための能力を有する人材の養成に重きを置いていることが特色である。

大学の目的などは、大学学則、大学院学則をはじめ、大学案内やホームページなどに明記しているほか、在学生に対し、オリエンテーションや授業で周知している。また、創始者、大学の歴史を紹介する記念室を設置するなど、建学の精神を浸透させるための工夫がなされている。

建学の精神および大学の目的を結実すべく、多角的な研究・教育体制を構築しており、貴大学の教育・研究への熱心な姿勢がうかがえる。一方、ファカルティ・ディベロップメント（FD）については、今後は組織的に取り組む必要がある。今後も貴大学のさらなる発展を目指した改革・改善に邁進することを期待する。

二 自己点検・評価の体制

大学学則および大学院学則に「点検及び評価」を実施することを明示し、「点検及び評価」にかかわる事項を「自己評価委員会規程」に定め、「自己評価委員会」を設置している。「自己評価委員会」は、学長が指名する教員（教務部長、学生部長、就職部長、図書館長等）および事務職員など、大学の管理・運営を大局的に把握できる者で構成される。また、大学と学校法人との調整を図るために、理事長、学長、点検・評価担当理事、および事務局長から成る「自己評価連絡協議会」も設置している。2004（平成16）年に本協会による相互評価を受けた後も点検・評価を全学的に継続して行い、点検・評価の結果報告書を、2005（平成17）年より隔年で作成している。ただし、「自己評価委員会規程」において、委員会の構成や小委員会の取り扱いなどについて明確に定めていないので、規程の整備が望まれる。

なお、点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するため、外部評価者を含む委員会などの設置を検討しており、今後の展開に期待したい。

三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

貴大学は、薬学部、薬学研究科で構成されている。2010（平成22）年度より、4年制の創薬科学科の上に修士課程（2年）を設置し、今後は当該修士課程の上に博士課程（3年）を、6年制の薬学科の上には博士課程（4年）を設置する予定である。

附置研究所として医薬品化学研究所を、附属施設として薬用植物園および5つのセンター（動物センター、環境保全センター、教育器具センター、機器センター、R Iセンター）を有している。特に、医薬品化学研究所は、創薬の基礎と応用研究のための研究所としてこれまで活発に活動を展開しており、高く評価できる。また、同研究所において、教員が卒業研究および大学院学生の指導に携わり、学部から大学院に至る教育・研究を連携させている点も評価できる。

また、薬学部の下に薬剤師国家試験合格の支援を目的とする「薬剤師教育研究部門」と、実務実習の支援を目的とする「実務教育研究部門」から成る薬学教育研究センターを整備している。十分なスタッフ数のもと、学生の教育にあたっており、国家試験の高い合格率の維持にも貢献している。なお、「実務教育研究部門」では、医療人の育成の一環として、ヒューマンズム教育を実践している。これらは優れた薬剤師などの人材育成につながる取り組みとして、評価できる。

そのほか、建学の精神を実現するために法人直轄の創薬科学研究センターを設置するなど、総じて教育・研究の充実に向けて、組織的な体系を整備するよう、たえず努力していることがうかがえる。

2 教育内容・方法

(1) 教育課程等

薬学部

6年制の薬学科と4年制の創薬科学科を設置し、前者は高い倫理観を持ち、「臨床の現場において高度な専門性を発揮できる薬剤師」の養成を、後者は高度化・専門化した薬学を学問として、「生命・健康を科学し、創薬研究・開発に携わる人材」の育成を目的としている。

2年次までは両学科でほぼ同一のカリキュラムを適用し、3年次よりそれぞれ独自のプログラムに移るよう工夫している。

すべての科目は、まず「薬学準備教育科目」と「薬学専門教育科目」に大きく分類され、全体として段階的かつ複線化したカリキュラムになっており、学生は基礎的な部分を無理なく修得し、基礎が固まった時点で、自分の興味と目標に沿って専門教育を受けることが可能である。

また、高校卒業直後の入学生が、大学での勉学に速やかに適応できるように「薬学への招待」、職業選択を考え始めるための「早期体験学習」、新薬学教育における倫理教育の重要性に鑑み、医療人としての倫理観を養う「生命と倫理」および「医療の担い手としての心構え」などの科目を配置している。

実践的な英語教育の必要性を重要視し、1年次前期から4年次後期までのすべての学期で言語科目の履修を課している点は、外国語の習得の徹底につながるほか、英語教育による国際的なコミュニケーション能力の向上が期待できる。また、創薬科学科の1年次から2年次にかけて、学生が早期に複数の研究室を一定期間ずつ回る「長期学内体験学習」は、以後に続く学習へのモチベーションを向上させ、早期に研究マインドを持たせる取り組みとして高く評価できる。

薬学研究科

大学院における目的は、学部において一般並びに専門の教養を積んだ者が広い視野に立って精深かつ豊かな「学識」を深め、専攻分野の理論と応用の研究を「自立して」行い得る能力を養うこととしている。薬学専攻と医療薬科学専攻が置かれており、それぞれの専攻での目標に沿ったカリキュラムが設定されている。

「医療の場で医療チームの一員として活躍し得る臨床薬剤師の養成を目的とした」臨床薬学コースが修士課程に設けられており、このコースは社会人（病院に勤務している薬剤師）にも門戸が開かれている。仕事をしながら学ぶ社会人に対して、薬剤師としての職場での実務研修を単位認定するなどの工夫があり、高く評価できる。また、すべての必修科目を夜間に開講しており、単位修得のための配慮がなされている。

一方、博士課程（後期）では、研究に専念できる教育課程となっている。総合して、

貴大学の修士課程と博士課程（後期）においては、教育目標を達成するための教育課程がおおむね適切に整備されている。

（2）教育方法等

薬学部

学生への履修指導は、「指導グループ制（指導教員制）」により、入学直後を含めた毎年4月の授業開始時に行っている。薬学教育の性質上、各年次で必修科目の割合が高いため、1年間に履修登録可能な単位数の上限は設けられていない。

学生による授業評価の制度を設け、すべての授業を授業評価の対象とし、アンケートの結果を授業担当教員や学生へ通知している。しかし、その結果の活用が各教員の自主性に任されている。また、そのほかのFDについても組織的に行われていない。

シラバスは科目ごとに統一した書式で作成し、授業計画などを明示しているが、成績評価基準については、多くの科目で具体的な明示がなく、学生にわかりやすい記載になっているとはいえない。

薬学研究科

すべての大学院学生に対して入学時に履修指導を行い、臨床薬学コースの学生には2年次のはじめに「実務研修」の説明を行っている。修士・博士論文の作成は「課題研究」という科目が中心をなし、指導教員が指導にあっている。論文の発表練習には指導教員も立ち会い、学内での発表会が活発に行われている。

授業と研究指導の方法および内容は、学生に『大学院講義要項』や『学生便覧』であらかじめ明示しているが、年次の研究指導計画については明示していない。また、シラバスにおいて、成績評価基準の記載が不十分であり、教員間で記述の内容や量に一部精粗がある。大学院教育に関する組織的なFDへの取り組みも実施されていないので、改善が望まれる。

（3）教育研究交流

「世界に奉仕する人材育成の揺籃である」という建学の精神に基づき、国際交流の推進を図るため、「国際学術交流委員会」を設置し、海外の大学との姉妹校や学術交流協定の締結を進めている。これまで北京医科大学薬学院やテキサス大学オースチン校とは姉妹校、インドネシア、スウェーデン、タイ、マレーシアの大学とは学術交流の締結をしている。

しかし、国際交流への取り組みは、学部において学生に広く周知されているとはいえない。また、学部における具体的な国際交流にかかわる行事も少なく、実績は十分とはいえないので、今後の改善が望まれる。また、国内の教育研究交流についても今

後の積極的な取り組みに期待したい。

一方、研究科においては海外の姉妹校と提携し、大学院学生の派遣・受け入れや国際シンポジウムの開催など、国際交流を活発に行っている。しかし、海外に派遣された学生の滞在期間が短いことは課題であり、改善に向けた対策が期待される。

(4) 学位授与・課程修了の認定

薬学研究科

修士課程、博士課程（後期）とも、学位授与方針および研究指導体制は明示されている。一方、学位論文審査基準については、手順的な事項の記述にとどまっているので、具体的に明示する必要がある。

修士課程、博士課程（後期）とも、十分な数の学位が授与されている。ただし、博士課程（後期）において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、再入学などの手続きを経ず学位論文を提出して、博士の学位を取得した者について、「課程博士」として取り扱っていることは適切ではない。課程制大学院の趣旨に留意して、在籍関係を保持したまま論文指導を継続して受けられる工夫や、その際の修学上の研究環境の整備などを併せて検討し、改善することが望まれる。

3 学生の受け入れ

学部、研究科それぞれの目的のもと、学生の受け入れ方針を定め、これを学生募集要項、大学案内パンフレットなどで受験生に示している。また、大学ホームページにおいては、過去3年間の入試結果や入学試験の区分配点・合格最低点を公表するなど、入学者選抜における透明性は確保されている。

入学者選抜方法の検証は「入試制度検討委員会」が行い、公募制推薦入学選考や一般入学試験制度を設け、一定の志願者数を集めている。また、入学者選抜の仕組みとしては、「入試実行委員会」「各教科専門委員会」などを置き、各委員会の議を経て、最終的に合格者を教授会で決定している。

学部の定員管理について、学部改組後の過去4年間の入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率はともに適切である。ただし、創薬科学科では両比率が高い。少ない定員数の中での管理は困難な側面もあるが、引き続き努力することが期待される。

一方、研究科の定員管理については、博士課程（後期）で入学定員を満たしていないもののおおむね妥当である。

4 学生生活

学外の奨学金制度以外に、大学独自の奨学金として「星薬科大学奨学金」制度があ

り、学部学生、大学院学生に貸与している。また、学業ならびに人物優秀者には、星薬科大学学生表彰制度があり、各学年で一定数の学生を表彰している。

心身の健康については、保健管理センターが中心にかかわっている。同センター内に学生相談室を開室し、学生からの相談を受け、きめ細かい学生への配慮をしている。また、保健管理センターと教員の連携が図られており、必要に応じて医療カウンセリングを受診させている。

さらに、就職指導に関して、年6回近くの就職ガイダンスや企業説明会などを行っており、大学院学生に対しては、電子メールなどで情報提供をするなど、組織的な対応を行っている。

そのほか、学生をサポートする体制として、指導グループ制が定着しており、担当教員が履修や就職に関する相談を受け、入学時においては保護者との懇談の場を設けている。そのほか、指導グループ内の会食やレクリエーション活動など、学生同士が交流できる機会も提供している。

ハラスメント防止のための措置として、セクシュアル・ハラスメントおよびアカデミック・ハラスメントを含む「ハラスメント防止に関する規程」のもと、学内委員会などを設置している。相談窓口となるハラスメント相談員の氏名と連絡先を、学生に学内掲示板で周知し、啓発のための講演会も毎年開催している。

5 研究環境

貴大学では、「研究活動の活性化、高度化」を重要視している。

大学として個々の教員に配分する研究費と研究旅費は十分に確保され、研究実績に応じた研究費の傾斜配分も実施されており、研究費の面での支援は充実している。

また、講師以上の教員に研究室が与えられ、また共同利用施設として各センターを配置しており、研究を行うための施設などの整備状況は十分である。研究活動のための研修機会については、短期・中期・長期の海外研修を認めている。また、出張についても基本的に教員からの申請を認めており、旅費の支給もなされている。

教員の研究活動について、科学研究費補助金の採択数は一定のレベルにある。研究成果の発表状況からも、研究活動が活発に行われていることがうかがえる。

6 社会貢献

大学での教育・研究上の成果を地域住民に還元することに重きを置き、その例として、一般市民を対象とした公開講座（シンポジウム）や「薬草見学会」を実施している。前者は、品川区教育委員会との共催で毎年1回開催している。これは、地域住民のニーズや年齢層も考慮した共同企画であり、開かれた大学として、地域社会への貢献および社会交流としての効果に期待できる。後者の「薬草見学会」は講義と薬草見

星薬科大学

学の形式で年に2回開催しており、多くの出席者があることは、高く評価できる。それは薬用植物園の市民への開放にもつながっており、大学キャンパス内の歴史ある薬用植物園を十分に生かしたものとなっている。また、「近代日本の名建築」とされているメインホールの見学を行うキャンパスツアーも開催している。このキャンパスツアーや「薬草見学会」では、学生が参加者のガイドを務めており、学生への教育的な配慮もうかがえる。そのほかの大学の施設も「施設利用規程」のもと地域へ開放しており、安全管理の面から、薬剤師会や公益的団体への貸し出しを主体として行っている。

国や地方公共団体の委員を務め、専門的立場から政策に提言する教員もおり、政策形成に大いに貢献している。

7 教員組織

貴大学の目的を達成するための教員組織について、専門科目のみならず、教養科目にも専任教員を計画的に配置している。大学および大学院設置基準上必要な専任教員数、研究指導教員数、実務家教員数を確保しており、専任教員数の内訳も適切である。また、薬学部における専任教員1人あたりの学生数も問題はない。ただし、専任教員の年齢構成において、61歳以上の教授が多く、今後教授の約半数が定年を迎えることについては、今後の検討課題である。

一方、実験・実習を伴う教育を実施するための補助体制として、ティーチング・アシスタント（TA）制度およびリサーチ・アシスタント（RA）制度を有効に活用している。ただし、6年制課程の学部学生の大学院進学はあまり見込めないため、これらの制度の維持においては、今後の課題である。なお、情報処理関連等の教育については、支援職員を配置していないが、実習は複数の専任教員で行う体制をとっている。

教員の任免、昇格に関しては、「星薬科大学教員選考基準」「教員選考に関する教授会内規」などで規定している。昇格について、講師、准教授に昇格する場合は各教室の所属長の要望に基づき、教授に昇格する場合は公募制を採ることになっている。また、大学院における教員の募集、任免、昇格などについては、学部での取り扱いとほぼ同様に行っている。

8 事務組織

学部・大学院における教育・研究活動を支援する事務組織は、「事務組織規程」に基づき、教育・研究活動の全般を支援するための事務組織の構成と人員配置がなされている。また職務などに関しては「事務分掌規則」に基づいて展開している。

事務組織と教学組織の有機的連携を確保するために、教学組織の会議に事務職員がオブザーバーとして参加しており、連携は確保されている。

なお、学部と研究科の事務組織が分かれていないが、事務の効率化が図られている。

スタッフ・ディベロップメント（SD）の取り組みとして、職員へ各種研修会への参加を促すほか、自発的な参加も認めている。ただし、業務全般に精通し、計画・立案能力を育てる研鑽の機会として、学内で恒常的な研修の場が設けられていないことを課題としているので、今後の改善が期待される。

9 施設・設備

校地・校舎面積は大学設置基準を満たしている。構内には女子寮を併設しており、学生生活の支援の一環として適切である。また、研究を遂行するために各種センターや薬用植物園などの必要な設備・装置が備えられ、保守点検も定期的に行われている。

「新星館」建設以降の建設校舎はバリアフリー化が行われており、今後もバリアフリー化に向けた取り組みが期待される。また、新薬学教育制度に対応した施設・設備については、実務実習に対応するための施設を充実させ、OSCE（客観的臨床能力試験）やCBT（共用試験）用の部屋を新設し、動線も効率的に引くなど、順次整備を進めている。さらに、従来の設備以外に5、6年次向けの教室や研究室などの必要性についても考慮している。

10 図書・電子媒体等

図書館の資料は、約同数の和書と洋書で構成されており、そのほか視聴覚資料なども計画的に備えている。閲覧座席数も、全学収容定員に対して適切に設置しており、必要な図書などの資料および利用環境をおおむね整備している。

図書館の相互協力においては、日本薬学図書館協議会に所属し、薬学系大学や製薬企業の図書館、また、国立情報学研究所とのネットワークを介して展開されている。また、電子ジャーナル導入のためのコンソーシアムなどを介して、薬学系ばかりでなく理工学系の大学、研究所などの図書も利用可能な状況にある。さらに医学・化学系資料の情報交換については、昭和大学図書館と相互協定を結び、相互協力による閲覧システムを採用している。なお、医療現場薬剤師関係の資料については、今後の医療薬学教育の展開を考えて、充実させることが期待される。

図書館の開館時間は、一定期間を除き平日9時～21時30分であり、大学院講義（夜間）の最終時刻以降も図書館を利用できるよう便宜が図られている。さらに教職員においては、自動入退館システムにより日曜・祝日を含み9時～22時の時間帯を利用可能としている。

社会人や民間などの一般薬学研究者に対して、図書館を開放しており、企業研究者への利用の便は図られている。今後は、可能な範囲で地域に対しても開放することに期待したい。

1 1 管理運営

教授会と研究科委員会は、議長の選任を含めて、明文化された規程に基づいて適切に管理・運営されている。教授会の下に各種委員会が設置されており、「教授会規程」に沿って分担された役割・機能を果たしている。教授会は、各委員会などの意思を汲み上げて議題を検討、整理、調整ならびに教学全般にわたる重要事項を扱っている。一方、大学院における研究科委員会においても、教授会と同じように展開している。

学長の選任については、「学長選任規程」をはじめとする諸規程のもと展開し、学長の決裁権については「決裁権の行使に関する規程」に定められている。学長を補佐する体制として、事務連絡会が作られ、公務の円滑化を目指している。これまで学長の補佐役として中心的役割を果たしている教務部長の負担が過重となっていたが、平成 22（2010）年度から新たに任命した学長特任補佐により、その改善が期待される。

意思決定プロセスにおいて、教授会あるいは研究科委員会における決定が理事会に提案されて、最終決定される。また、理事会での決定・報告事項は学長から教授会および研究科委員会に伝達されている。

1 2 財務

薬剤師合格率の高さなどを背景に志願者倍率は 10 倍を超えており、新薬学教育制度への移行に伴う 2006（平成 18）年度の 6 年制薬学科と 4 年制創薬科学科の設置以降も志願者数は高水準を維持している。ここ数年、帰属収支差額は緩やかな収入超過であるが、基本金組み入れ後は消費支出超過である。中長期事業計画と財政計画は未確定ながら、帰属収支差額比率・人件費比率や特定積み立て計画など当面の数値目標を示し、それらを達成してきている。また、外部資金に関しては、科学研究費補助金の申請・採択、受託・共同研究、寄付金などに目標を設定し積極的に努力している。予算面では毎年ゼロシーリングで編成に臨み、結果として消費支出抑制を実現している。

財務関係比率については、当面の目標として帰属収支差額比率（7%）・人件費比率（45%）・教育研究経費比率（40%以下）を掲げ、中期的には帰属収支差額比率を 10%として基本金組み入れの安定化を図ることを明確にしている。帰属収支差額比率の推移は改善傾向にあるが、人件費比率や教育研究経費比率を抑制する具体策が不明で、今後の不確定要素が残る。帰属収入に対する翌年度繰越消費収支超過額の割合、流動比率などで「薬学部を設置する私立大学」の平均に比し良好でなく、「要積立額に対する金融資産の充足率」も十分ではない。

なお、監事および監査法人による監査は適切かつ客観的に行われており、監事による監査報告書では、学校法人の財産および業務に関する監査の状況が適切に示されている。

1.3 情報公開・説明責任

自己点検・評価報告書は隔年刊行されているが、薬学系大学への配布にとどまり、積極的な情報公開は行われていない。今後は、本認証評価のための『自己点検・評価報告書』を大学ホームページ上に公開する予定であり、その実現が望まれる。

なお、情報の開示請求については手続きなどを定め、教職員の間で共有し、対応可能としている。

財務情報については、学報、ホームページなどの手段を用いて学内関係者に限らず、広く公開している。学報『星薬科大学報』では、財務三表、決算の概要説明を掲載するとともに、ホームページでは、「財務報告」において財務三表などを掲載している。また、「事業報告書」の中では、「財務の概要」として、決算の概要説明に加え、過去5年間の経年比率、図などを付しており、説明責任を果たそうとする大学の姿勢として評価できる。

III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

一 長所として特記すべき事項

1 教育研究組織

- 1) 優れた人材育成を支える教育・研究体制を整備しており、特に医薬品化学研究所は、創薬の基礎と応用研究のための研究所として1982（昭和57）年に設立されて以来、5研究室間の有機的連携により活発に研究が行われている。薬学系大学にあって、学部以外に創薬の基礎・応用研究に特化した同研究所の活動は特筆に値する。

2 教育内容・方法

(1) 教育課程等

- 1) 薬学部創薬科学科の1年次から2年次にかけて実施される「長期学内体験学習」は、学生が早期に複数の研究室を回る内容となっている。これは、以後に続く学習モチベーションを向上させ、早い段階で研究マインドを学生に持たせる取り組みとして高く評価できる。
- 2) 薬学研究科修士課程に設けられている「臨床薬学コース」では、現職薬剤師にも門戸を開いており、必修である病院における病棟薬剤師の実務研修（6ヶ月間）を、勤務先の医療関連施設での実務経験をもって実務研修の単位として認定し、働きながら学べる環境に配慮していることは高く評価できる。

3 社会貢献

- 1) 約 1,000 種類の有用植物を栽培する「薬用植物園」を活用し、平成 10 (1998) 年度より園内の見学および講義を行う「薬草見学会」を地域に提供している。過去 5 年間で 1000 人以上の参加があり、好評である。また見学会には、少人数のグループに分けた参加者のガイドを学生が務めるなど、参加者へのきめ細かい対応と学生への教育的配慮がうかがえる企画として高く評価できる。

二 助言

1 教育内容・方法

(1) 教育方法等

- 1) 学部および研究科とも、シラバスに記載されている、各授業科目の成績評価基準の明示が不十分であり、研究科においては研究指導計画の明示が不十分であるため、改善が望まれる。
- 2) 薬学部における学生による授業評価では、評価結果の活用が教員の自主性に委ねられているため、組織的な改善への取り組みが必要である。
- 3) 薬学部・薬学研究科では組織的な F D 活動が行われていないので、改善が望まれる。

(2) 教育研究交流

- 1) 薬学部においては国際交流が活発ではないので、交流を推進することが求められる。

(3) 学位授与・課程修了の認定

- 1) 薬学研究科において、学位論文審査基準があらかじめ学生に明示されていないので、『大学院講義要項』などに明示することが望まれる。
- 2) 薬学研究科博士課程（後期）において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、再入学などの手続きを経ず学位論文を提出して、博士の学位を取得した者について、「課程博士」として取り扱っていることは適切ではないので、課程制大学院の趣旨に留意して円滑な学位授与を行うよう、改善が望まれる。

2 財務

- 1) ここ数年、帰属収支差額は緩やかな収入超過とはいえ、基本金組み入れ後は引き続き、消費支出超過である。中期的に帰属収支差額比率を 10% として基本金組み入れの安定化を図ることを明確にしているが、それに向けた人件費比率や教育研究経費比率を抑制する具体策が不明で、今後に不確定要素が残る。中長

星薬科大学

期事業計画とそれに連動した財政計画を策定し、具体策の策定、実行、検証などを効果的に展開することが必要である。

以 上

「星薬科大学に対する大学評価（認証評価）結果」について

貴大学より2010（平成22）年1月7日付文書にて、2010（平成22）年度の大学評価（認証評価）について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり通知します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（星薬科大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の評価を担当する分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員から、分科会報告書（原案）についての意見を聴取し、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。また、各委員が参集して、大学評価分科会を開催し（開催日は星薬科大学資料2を参照）、分科会報告書（案）について再度討議を行い、内容を確認しました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8月4日、5日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月8日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「星薬科大学資料2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は法令違反など大学としての最低要件を満たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2014（平成26）年7月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、大学としての最低要件は満たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

星薬科大学資料1—星薬科大学提出資料一覧

星薬科大学資料2—星薬科大学に対する大学評価のスケジュール

星薬科大学提出資料一覧

調書

資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における点検・評価項目記載状況

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	星薬科大学 学生募集要項 平成21年度(写し) 平成21年度 星薬科大学大学院薬学研究科修士課程(博士課程前期)学生の二次募集および博士課程(博士課程後期)の学生募集(写し) 平成21年度 大学院修士課程(博士課程前期)推薦入学学生の二次募集について(写し) 平成21年度 星薬科大学大学院薬学研究科修士課程(博士課程前期)臨床薬学コース社会人学生の募集(写し) 平成21年度 星薬科大学大学院薬学研究科博士課程社会人特別選抜(写
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	2009年度 星薬科大学案内(HOSHI UNIVERSITY 2009) (写し) 2010年度 星薬科大学案内(HOSHI UNIVERSITY 2010) (原本)
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法等を具体的に理解する上で役立つもの	平成21年度 星薬科大学 学生便覧 平成21年度 星薬科大学 講義要項(薬学科) 平成21年度 星薬科大学 講義要項(創薬科学科) 平成21年度 星薬科大学 大学院講義要項
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	平成21年度 星薬科大学 薬学部 前期・後期時間割 星薬科大学大学院 平成21年度 講義(昼間)時間割 星薬科大学大学院 平成21年度 講義(夜間)時間割
(5) 規程集	学校法人星薬科大学大規程集
(6) 各種規程等一覧(抜粋)	学校法人星薬科大学各種規程等一覧(抜粋)
① 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	星薬科大学学則 星薬科大学大学院学則 星薬科大学学位規程
② 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	星薬科大学教授会規程 (大学院研究科委員会については、「星薬科大学大学院学則」に規定)
③ 教員人事関係規程等	星薬科大学教員選考基準 教員選考に関する教授会内規 教員選考における公募手続きに関する細則 学校法人星薬科大学特任研究員規程 星薬科大学大学院薬学研究科特任教員に関する内規
④ 学長選出・罷免関係規程	星薬科大学学長選任規程
⑤ 自己点検・評価関係規程等	星薬科大学大学自己評価委員会規程
⑥ ハラスメントの防止に関する規程等	星薬科大学ハラスメント防止に関する規程 星薬科大学ハラスメント防止についての指針 セクシュアル・ハラスメントに関する相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針
⑦ 寄附行為	学校法人星薬科大学寄附行為
⑧ 理事会名簿	学校法人星薬科大学平成21年度 理事・監事名簿

資料の種類	資料の名称
(7) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	星薬科大学大学 自己点検評価報告書 第7号 平成16, 17年度 (第8号(平成18, 19年度)については、平成22年5月に発行予定) 平成21年度学生授業評価アンケート用紙
(8) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	なし
(9) 図書館利用ガイド等	星薬科大学図書館 図書館利用案内
(10) ハラスメント防止に関するパンフレット	セクシュアル・ハラスメント防止に向けて
(11) 就職指導に関するパンフレット	就職のしおり2009 資料
(12) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	学生相談室のご案内
(13) その他	CAMPUS GUIDE 2009
(14) 財務関係書類	計算書類(平成16-21年度)(各種内訳表、明細表を含む) 監事監査報告書(平成16-21年度) 公認会計士または監査法人の監査報告書(平成16-21年度) 財産目録(平成18-21年度) 財務状況公開に関する資料(『星薬科大学報』第70号(平成21年7月31日)) 財務状況公開に関する資料(星薬科大学ホームページURLおよび写し) (HP掲載期間は、3年間の予定)
(15) 寄附行為	学校法人星薬科大学寄附行為 学校法人星薬科大学寄附行為施行細則

星薬科大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2010年	1月7日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3月5日	第12回大学評価委員会の開催（平成22年度大学評価における評価組織体制および大学評価のスケジュールの確認）
	3月12日	臨時理事会の開催（平成22年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4月28日	第1回大学財務評価分科会の開催
	5月11日	評価者研修セミナーの開催（平成22年度の評価の概要ならび
	13日	に主査・委員が行う作業の説明）
	～14日	
	17日	
	19日	
	5月下旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	～7月上旬	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月4日	第2回大学財務評価分科会の開催
	～5日	
	7月～8月	各委員より意見を聴取し、分科会報告書（案）を作成
	9月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	10月7日	大学評価分科会第47群の開催
	10月8日	本部キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終版）の作成
	11月1日	第3回大学財務評価分科会の開催
	～2日	
	11日	
	11月20日	第6回大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	～21日	
	12月4日	第13回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	～5日	
	12月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
2011年	1月31日	第4回大学財務評価分科会の開催

- 2月11日 第14回大学評価委員会の開催（大学から提示された意見を参
～12日 考に「評価結果」（委員会案）を修正し、「評価結果」（最終案）
を作成）
- 2月18日 第462回理事会の開催（「評価結果」（最終案）を評議員会に上程
することの了承）
- 3月11日 第105回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）